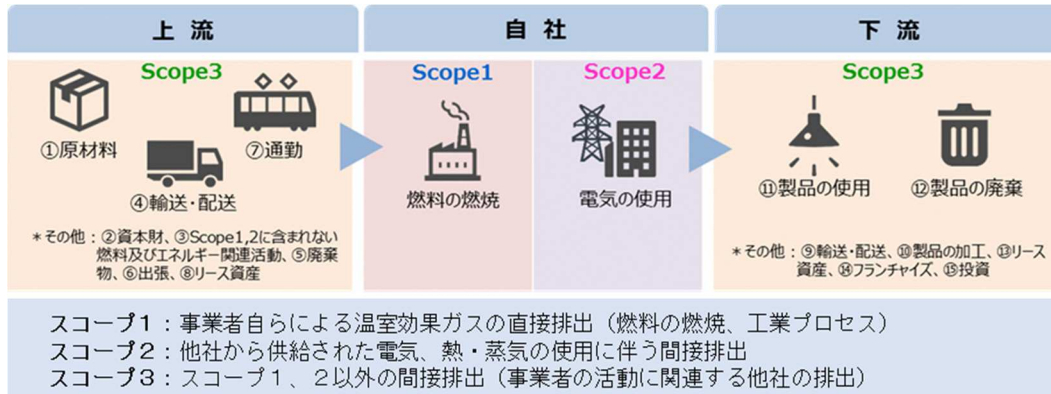


報道関係者 各位

売電先の選定を契機とした「環境価値活用」の取組み

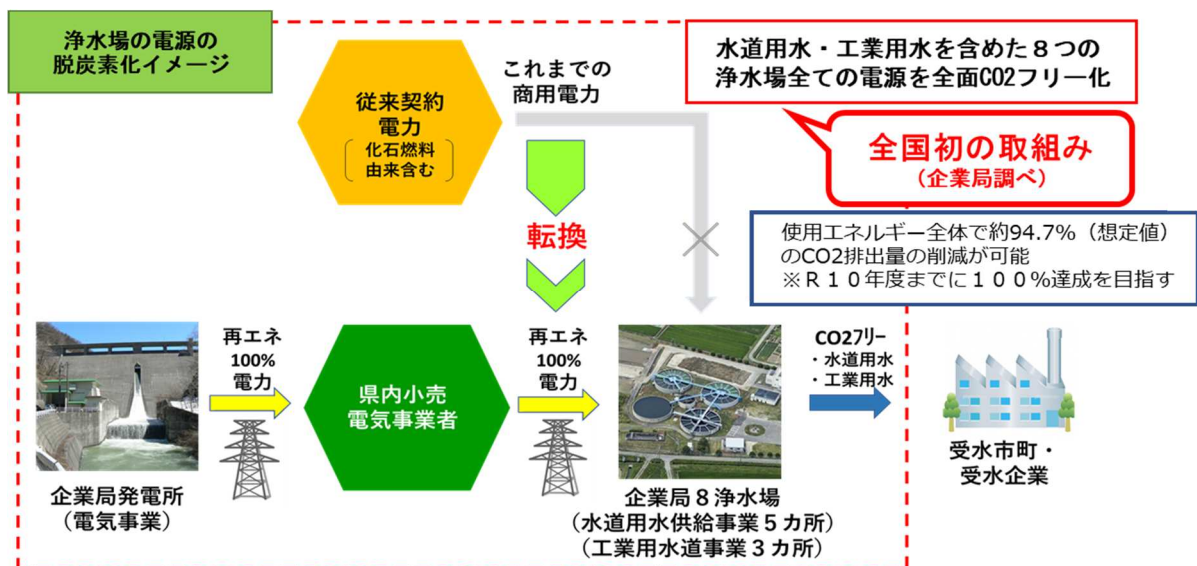
事業活動に伴う温室効果ガスの排出量算定については、サプライチェーン全体でとらえる考え方（GHGプロトコル）が広く普及しつつあります。企業局としても、事業者として自らの脱炭素化を図ると同時に県内産業界等における脱炭素化の取組みへ貢献するべく、来年度から以下の取組みを実施します。

【参考：GHGプロトコルの概念図】



【水道用水・工業用水供給事業における脱炭素化の取組み】

- 令和6年4月から両事業の浄水場で使用する電力を全国で初めてCO2フリー電力に全面転換。
- これにより、水道用水事業・工業用水事業あわせて94.7%（想定値）のCO2排出量を削減。
- 残りの5.3%についても更なる削減に取り組み、水道用水・工業用水を100%脱炭素化することにより、受水市町・受水企業における脱炭素化に寄与し、産業立地上の優位性の向上にも貢献。



担当：企業局水道事業課 課長補佐 齋藤
 TEL 023-630-2344
 企業局電気事業課 課長補佐 佐藤
 TEL 023-630-2745
 報道監：企業局長 築達